

ID: 1898

担当部署: 商工観光課

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定					
法 令 名 根 拠 条 項	中小企業等経営強化法 第53条第1項					
法 令 番 号	平成11年法律第18号					
【基準】						
<p>法第53条第1項の規定による。</p> <p>(先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和5年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			